審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産商工本部　畜産課

法　令　名	肉用子牛生産安定等特別措置法	法令の番号	法律第９８号
許認可等の種類	協会の指定	根 拠 条 項	第７条第１項

審査基準

○協会の指定は、県の区域ごとにその指定を受けようとする協会の申請により、県知事が行う。

○指定を受けようとする協会は、農林水産省令で定める手順に従い、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、県に提出しなければならない。

○その申請は、次の要件のすべてに適合していなければならない。

① 生産者補給金交付業務を適正かつ確実に実施できると認められること。
② 申請者の業務規程に県の区域内で生産される肉用子牛のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができると認められること。
③ 申請者の業務規程において、第１０条の確認に関する事項、生産者積立金の積立及びこれに要する負担金の納付に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付方法に関する事項その他農林水産省令で定める事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。
④ 申請者が第９条第１項の規定により指定を解除され、その解除の日から２年を経過しない者でないこと。

受付機関	畜産課	処理機関	畜産課	交付機関	畜産課	標準処理期間　３０　日 標準経由期間　　日	目次 ＮＯ	